

## 序章 環境影響評価準備書の目的と経緯



## 序章 環境影響評価準備書の目的と経緯

### 序-1 環境影響評価準備書の目的

本書は、埼玉県環境影響評価条例(平成6年12月26日 埼玉県条例第61号)に基づき、平成28年7月5日付で知事に提出された「坂戸都市計画事業(仮称)坂戸インターチェンジ北側土地地区画整理事業環境影響評価調査計画書及び環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類」(以下「調査計画書」という。)の記載事項について、住民等の意見及び知事意見書の内容を踏まえて検討を加え、埼玉県環境影響評価条例に基づき、「坂戸都市計画事業(仮称)坂戸インターチェンジ地区土地地区画整理事業環境影響評価準備書」(以下「準備書」という。)として取りまとめたものである。

### 序-2 準備書作成までの経緯

準備書の作成までの経緯は、表-1 に示すとおりである。

表-1 準備書作成までの経緯

項目	年月日	備考
調査計画書提出	平成28年7月5日	都市計画決定権者→知事
関係地域決定の通知	平成28年7月6日	知事→都市計画決定権者 関係地域:坂戸市、川島町、川越市、東松山市、鶴ヶ島市(5市)
調査計画書公告・縦覧	平成28年7月12日 ～8月12日	公告 平成28年7月12日 縦覧 平成28年7月12日 ～8月12日 縦覧場所 埼玉県環境部環境政策課 埼玉県西部環境管理事務所 埼玉県東松山市環境管理事務所 坂戸市都市計画課 川島町町民生活課 川越市環境政策課 東松山市環境保全課 鶴ヶ島市生活環境課
住民等の意見の提出	平成28年7月12日 ～8月26日	意見書 1件
技術審議会第1回小委員会	平成28年7月20日	現地調査及び計画説明、質疑応答
技術審議会第2回小委員会	平成28年8月10日	
知事意見受理	平成28年9月28日	知事→都市計画決定権者
調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請	令和6年3月1日	都市計画決定権者→知事
同申請承認	令和6年3月6日	知事→都市計画決定権者

### 序－3 準備書作成の手順

準備書の作成にあたっては、「埼玉県環境影響評価条例」、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」及び「埼玉県環境影響評価技術指針」に基づき作成した。

具体的には、調査計画書に対する住民等の意見、知事意見を十分に反映させるために調査計画書の記述内容について再検討し、事業計画・工事計画の具体化に伴う内容の充実及び記述の具体化等の修正、それによる「調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請書」に示した土地利用計画等の変更内容を踏まえた上で、環境影響評価に係る調査、予測及び評価を行った。

### 序－4 調査計画書の変更

調査計画書の記載内容の変更のため、埼玉県環境影響評価条例(平成 6 年 12 月 26 日埼玉県条例第 61 号)第 21 条第 1 項の規定に基づき、「調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請書」及び「変更内容検討書」を埼玉県知事に提出し、埼玉県知事の承認を得た。

提出した「調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請書」、「変更内容検討書」及び「埼玉県知事からの免除承認書」を以下に示す。

様式第5号(2)(第21条関係、第30条関係)

調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書

令和6年3月1日

埼玉県知事 大野 元裕 様

都市計画決定権者の名称 坂戸市  
代表者 坂戸市長 石川 清  
担当課所名 都市整備部都市計画課  
所在地 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番1号  
担当者職・氏名 主任・小泉 大輔  
電話番号 049-283-1331

調査計画書の記載事項の内容の変更について、手続等を行わないことの承認を受けたいので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例第21条第1項ただし書の規定により、変更内容検討書を添えて、次のとおり申請します。

都市計画対象事業の名称	坂戸都市計画事業(仮称)坂戸インターチェンジ北側土地区画整理事業
行わない手続等	<input checked="" type="radio"/> 全部 <input type="radio"/> 一部 ( )
申請理由	調査計画書に対する知事意見及び関係機関からの指摘、並びに事業計画の進捗を踏まえ、調査、予測及び評価の内容を検討し、変更したため。

## 変更内容検討書

令和 6 年 3 月 1 日作成

### 1 都市計画対象事業の名称

坂戸都市計画事業(仮称)坂戸インターチェンジ北側土地区画整理事業

### 2 変更の内容

表-1 変更内容の概要(1)

変更項目	変更内容		備考
	調査計画書の 内容	変更後の 内容	
第 1 章 都市計画決定権者の名称			
1.2 事業者の名称及び所在地	別紙 1 参照	別紙 1 参照	調査計画書 p.1
第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要			
2.1 都市計画対象事業の名称	別紙 2 参照	別紙 2 参照	調査計画書 p.2
2.2 都市計画対象事業の目的	別紙 3 参照	別紙 3 参照	調査計画書 p.2
2.3 都市計画対象事業の実施区域	別紙 4 参照	別紙 4 参照	調査計画書 p.3、図 2-1
2.4 都市計画対象事業の規模	別紙 5 参照	別紙 5 参照	調査計画書 p.5
2.5 都市計画対象事業の実施期間	別紙 6 参照	別紙 6 参照	調査計画書 p.5、表 2-1
2.6.1 土地利用計画	別紙 7 参照	別紙 7 参照	調査計画書 p.5、表 2-2
	別紙 8 参照	別紙 8 参照	調査計画書 p.6、図 2-2
2.6.2 立地予定業種	別紙 9 参照	別紙 9 参照	調査計画書 p.7、表 2-3
2.6.4 道路計画	別紙 10 参照	別紙 10 参照	調査計画書 p.7
2.6.5 供給施設計画	別紙 11 参照	別紙 11 参照	調査計画書 p.7
2.6.6 処理施設計画	別紙 12 参照	別紙 12 参照	調査計画書 p.7
2.6.8 交通計画	別紙 13 参照	別紙 13 参照	調査計画書 p.8、図 2-3
2.7.1 工事工程	別紙 14 参照	別紙 14 参照	調査計画書 p.9、表 2-4
2.7.3 資材運搬等の車両計画	別紙 15 参照	別紙 15 参照	調査計画書 p.10、図 2-4
第 8 章 環境影響評価の調査項目及び調査方法			
8.1.2 調査・予測・評価の項目	別紙 16 参照	別紙 16 参照	調査計画書 p.16、表 3-2

表-2 変更内容の概要(2)

変更項目	変更内容		備考
	調査計画書の 内容	変更後の 内容	
第10章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果			
10.1 大気質			
10.1.1 (2) 調査方法	別紙 17 参照	別紙 17 参照	調査計画書 p.24、表 4-3
(3) 調査地域・地点	別紙 18 参照	別紙 18 参照	調査計画書 p.25
	別紙 19 参照	別紙 19 参照	調査計画書 p.27、図 4-1
(4) 調査期間・頻度	別紙 20 参照	別紙 20 参照	調査計画書 p.26
10.2 騒音・低周波音			
10.2.1 (2) 調査方法	別紙 21 参照	別紙 21 参照	調査計画書 p.32
(3) 調査地域・地点※	別紙 22 参照	別紙 22 参照	調査計画書 p.34、図 4-2
(4) 調査期間・頻度	別紙 23 参照	別紙 23 参照	調査計画書 p.33
10.2.2 (2) ②予測方法	別紙 24 参照	別紙 24 参照	調査計画書 p.35
10.6 水象			
10.6.1 (1) 調査内容	別紙 25 参照	別紙 25 参照	調査計画書 p.51
10.7 地盤			
10.7.1 (1) 調査内容	別紙 26 参照	別紙 26 参照	調査計画書 p.53
(3) 調査地域・地点	別紙 27 参照	別紙 27 参照	調査計画書 p.55、図 4-5
10.8 動物			
10.8.1 (2) 調査方法	別紙 28 参照	別紙 28 参照	調査計画書 p.57
(4) 調査時期・頻度	別紙 29 参照	別紙 29 参照	調査計画書 p.60、表 4-6
10.9 植物			
10.9.1 (4) 調査時期・頻度	別紙 30 参照	別紙 30 参照	調査計画書 p.62
10.13 日照阻害			
10.13.2 (1) ②予測方法	別紙 31 参照	別紙 31 参照	調査計画書 p.74
③予測地域・地点	別紙 32 参照	別紙 32 参照	調査計画書 p.74

※10.3 振動の変更箇所を含む。

### 3 変更の理由

事業計画の進捗に伴う検討の結果、調査計画書についての知事意見及び関係機関からの指摘による。

### 4 変更後の関係地域

本事業に係る関係地域は、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」別表第二に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲 3 キロメートル以内の地域」を基準として設定する。

上記の基準に基づき関係地域を改めて設定した結果、変更はなかった。

### 5 変更後の環境影響評価の調査項目及び調査方法

準備書における調査項目及び調査方法の変更については、「埼玉県環境影響評価技術指針」の改正に従って、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う微小粒子状物質を調査・予測・評価の項目として追加した。また、調査計画書に対する知事意見及び環境影響評価技術審議会における委員意見を踏まえ、大気質、騒音・低周波音、振動、水象、地盤、動物、植物、日照阻害についての調査方法等の変更を行った。その詳細については、別紙 17～32 に示すとおりである。

なお、事業計画の変更は事業の進捗に伴う検討結果によるものであり、事業特性に変更はない。

## 別紙 1 第 1 章 都市計画決定権者の名称

### 【調査計画書の内容】

#### 1.2 事業者の名称及び所在地

名 称 :大栄不動産株式会社

代表者の氏名 :代表取締役社長 石村 等

所 在 地 :東京都中央区日本橋室町一丁目 1 番 8 号

### 【準備書】※アンダーラインは変更箇所を示す

#### 1.2 事業者の名称及び所在地

名 称 :大栄不動産株式会社

代表者の氏名 :代表取締役 石村 等

所 在 地 :東京都中央区日本橋室町一丁目 1 番 8 号

### 【変更箇所】

代表者の役職を変更した。



## 別紙 2 第 2 章 2.1 都市計画対象事業の名称

### 【調査計画書の内容】

都市計画対象事業の名称：坂戸都市計画事業

(仮称)坂戸インターチェンジ北側土地区画整理事業

都市計画対象事業の種類：土地区画整理事業

(埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第一 第 20 号)

### 【準備書】※アンダーラインは変更箇所を示す

都市計画対象事業の名称：坂戸都市計画事業

(仮称)坂戸インターチェンジ地区土地区画整理事業

都市計画対象事業の種類：土地区画整理事業

(埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第一 第 20 号)

### 【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、事業名称を変更した。

## 別紙 3 第 2 章 2.2 都市計画対象事業の目的

### 【調査計画書の内容】

埼玉県は、首都圏中央連絡自動車道(以下「圏央道」という。)の整備に伴い、その周辺の産業立地の優位性が飛躍的に高まることから「田園都市産業ゾーン基本方針」を策定し、圏央道沿線地域における計画開発方式による産業基盤づくりの誘導を進めている。

また、坂戸市は、第 6 次坂戸市総合振興計画において「首都圏中央連絡自動車道坂戸インターチェンジ周辺地域」を「開発推進地区」に位置付け、民間事業者による業務代行方式の土地区画整理事業による事業手法により、田園都市産業ゾーン基本方針に基づく「産業誘導地区」に選定されることを目指している。

本事業は、これらの背景を受け、産業誘導地区選定後、市街化区域に編入し、土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設の整備改善を含め、一体的・計画的な基盤整備を実施し、災害に強い、安全で快適なまちづくりを行うとともに、企業の立地による産業系土地利用の実現を図り、地域活性化等を図ることを目的とする。

### 【準備書】※アンダーラインは変更箇所を示す

埼玉県は、平成 18 年度に策定した「田園都市産業ゾーン基本方針」に引き続き、「埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針」を策定し、令和 4 年度から運用を開始した。この方針は、市町村の産業基盤づくりを県が積極的に支援するために定めるもので、新たな方針では埼玉版スーパー・シティプロジェクトの一環として産業基盤づくりを周辺と一体のまちづくりへと発展させ、市町村と進出企業等が連携して地域課題の解決を図り、地域の持続的発展を実現する「未来を見据えた産業基盤」の創出を目指している。

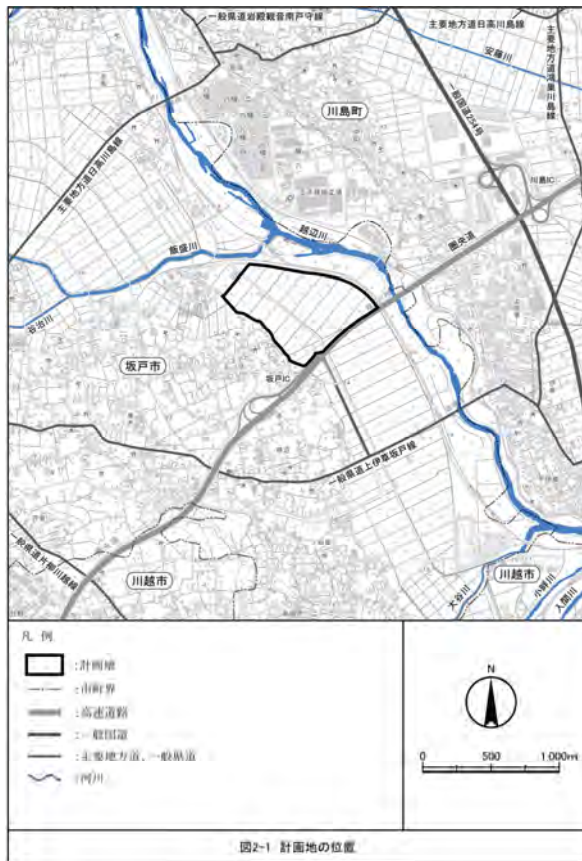
また、坂戸市は、「第 7 次坂戸市総合計画」における土地利用の基本方向として、インターチェンジ周辺は工業・流通機能の集積を図ることとしており、さらに、「坂戸市都市計画マスタープラン」において「圏央道坂戸 IC 周辺地域」を「開発推進地区」に位置付けている。

令和 5 年 11 月、埼玉県により、「埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針」に基づく「産業誘導地区」に選定されたことから、今後、市街化区域に編入し、民間事業者による業務代行方式の土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設の整備改善を含め、一体的・計画的な基盤整備を実施し、災害に強い、安全で快適なまちづくりを行うとともに、企業の立地による産業系土地利用の実現を図り、地域活性化等を図ることを目的とする。

### 【変更箇所】

埼玉県及び坂戸市の施策等を踏まえ、都市計画対象事業の目的を更新した。

別紙 4 第 2 章 2.3 都市計画対象事業の実施区域



【調査計画書】



【準備書】

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、計画地範囲を変更した。

## 別紙 5 第 2 章 2.4 都市計画対象事業の規模

### 【調査計画書の内容】

計画地の面積は、約 46.3ha である。

### 【準備書】※アンダーラインは変更箇所を示す

計画地の面積は、約 47.4ha である。

### 【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、計画地の面積を変更した。

別紙 6 第 2 章 2.5 都市計画対象事業の実施期間

【調査計画書の内容】

表 2-1 対象事業に係る工程

項目	年度				
	H28	H29	H30	H31	H32
環境影響評価 (評価書までの手続き)	■■■■				
区画整理事業造成工事			■■■■■		
進出企業盛土工事				■■■■	
進出企業建設工事				■■■■■	

【準備書】

表 2-1 対象事業に係る工程

項目	年度						
	H28～ R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
環境影響評価 (評価書までの手続き)	■■■■						
土地区画整理事業造成工事			■■■■■				
進出企業建築工事					■■■■ ■ ■ ■		

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、対象事業に係る工程を変更した。

## 別紙 7 第 2 章 2.6.1 土地利用計画

### 【調査計画書の内容】

表 2-2 土地利用計画

土地利用の種類	面積 (ha)	比率 (%)
企業用地	28.7	62.0
都市計画・区画道路等	4.4	9.5
調整池等	8.8	19.0
公園・緑地用地	3.6	7.8
その他	0.8	1.7
合計	46.3	100.0

### 【準備書】

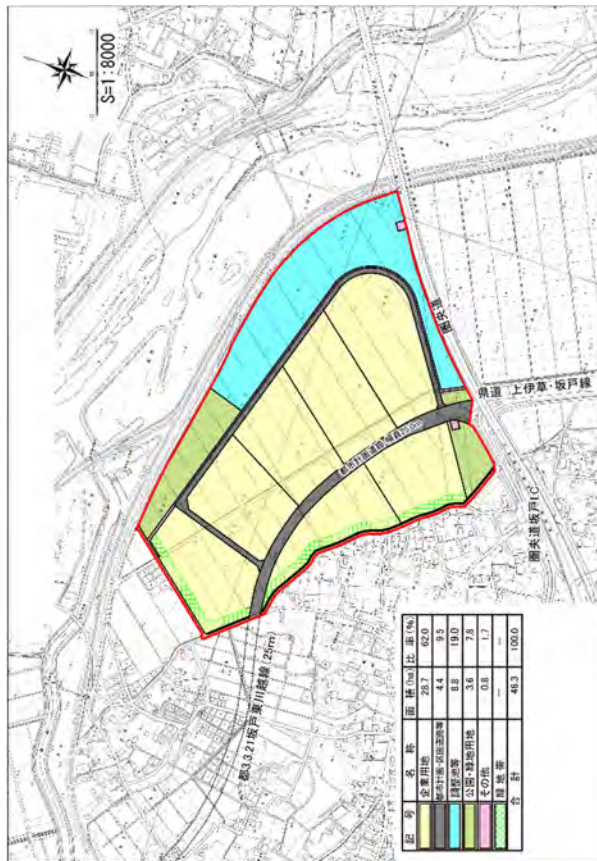
表 2-2 土地利用計画

区分	面積 (ha)	比率 (%)
企業用地(緩衝緑地帯を含む)	約 29.2	約 61.6
都市計画道路	約 2.2	約 4.6
区画道路	約 3.4	約 7.1
歩行者専用道路	約 0.2	約 0.3
水路	約 0.8	約 1.7
調整池	約 10.1	約 21.2
公園	約 1.6	約 3.3
鉄塔	約 0.1	約 0.1
合計	約 47.4	約 100.0

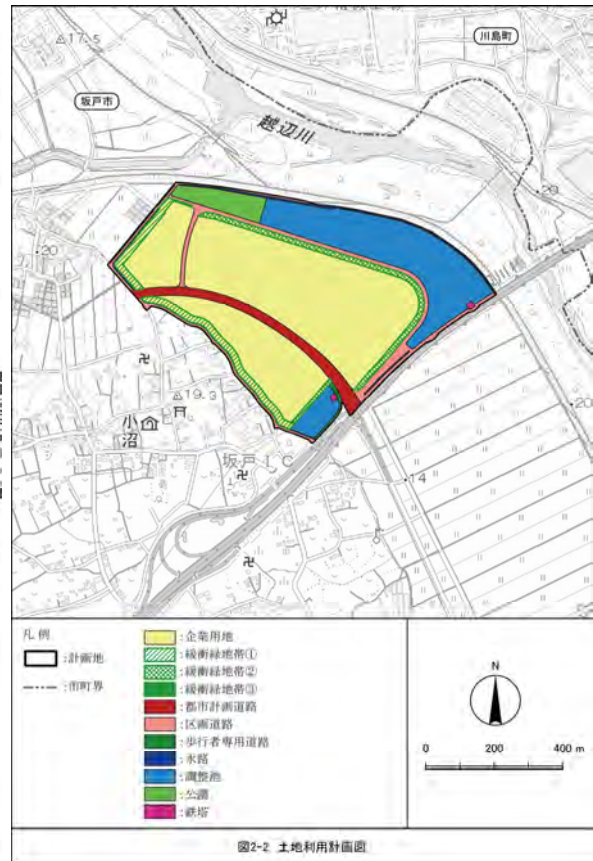
### 【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、土地利用計画の区分を細分化した。

別紙 8 第 2 章 2.6.1 土地利用計画



【調査計画書】



【準備書】

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、土地利用計画図の区分を細分化した。

## 別紙 9 第 2 章 2.6.2 立地予定業種

【調査計画書の内容】

表 2-3 進出予定企業の業種

土地利用の区分	面積(ha)	進出予定企業の業種
企業用地	約 28.7	製造業、運輸業

【準備書】

表 2-3 各区画面積及び立地予定業種

区画番号	立地予定業種	敷地面積(ha)
①	製造業、運輸業	3.70
②		18.18
③		7.33
合 計		29.22

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、区画を細分化した。



## 別紙 10 第 2 章 2.6.4 道路計画

### 【調査計画書の内容】

地区内の幹線道路として、都市計画道路 3・3・21 坂戸東川越線(幅員 25m)、その他の区画内道路として、幅員約 9m の道路を配置する。

### 【準備書】

計画地内には、幅員 6～12m の区画道路、幅員 25m の都市計画道路、幅員 6m の歩行者専用道路等を配置する計画である。

### 【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、道路計画を変更した。

## 別紙 11 第 2 章 2.6.5 供給施設計画

### 【調査計画書の内容】

#### (1)給 水

坂戸、鶴ヶ島水道企業団より給水を受ける計画である。

#### (2)ガス供給

ガス供給業者と協議し、地区全体に都市ガスを供給する計画である。

### 【準備書】※アンダーラインは変更箇所を示す

#### (1)給 水

上水道より給水を受ける計画である。

#### (2)ガス供給

ガス供給業者と協議し、地区内にガスを供給する計画である。

### 【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、給水計画及びガス供給計画を変更した。

## 別紙 12 第 2 章 2.6.6 処理施設計画

### 【調査計画書の内容】

#### (2) 雨水排水

雨水排水については、雨水排水処理施設として、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を有する調整池を計画地東側に設置し、雨水流出量の抑制を図り、地区外の既存水路に放流する。

また、計画地内の農業用水路については、新たに水路整備を行った上で農業用水路の付け替えを行い、計画地の上流域から流下する農業用水を下流の既存農業用水路に接続させる。

### 【準備書】

#### (2) 雨水排水

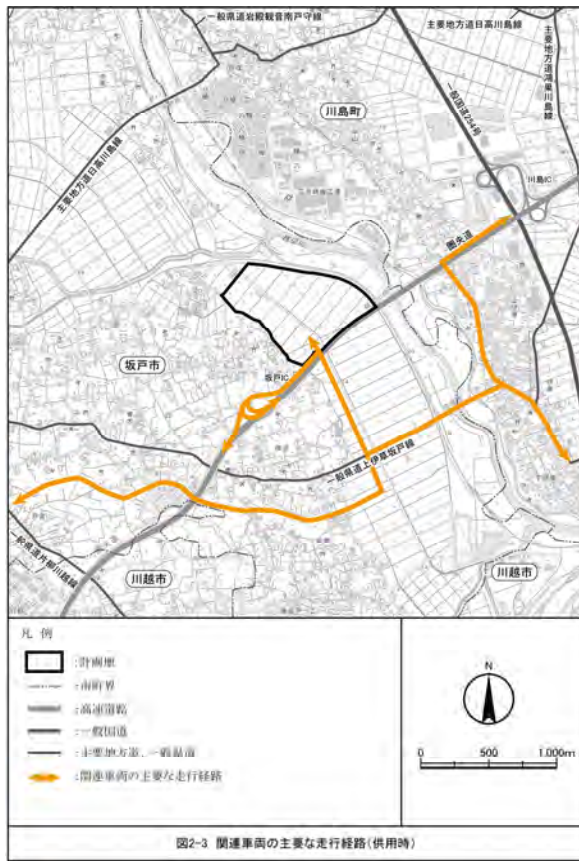
雨水排水については、雨水排水処理施設として、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を有する調整池を計画地内 2 箇所に設置（貯留量合計 93,650m<sup>3</sup>）し、雨水流出量の抑制を図り、排水路に放流する。

調整池の管理引継ぎ後は、坂戸市が同条例に則り適切に調整池の維持管理を行う。

### 【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、雨水排水計画を更新した。

別紙 13 第 2 章 2.6.8 交通計画



【調査計画書】



【準備書】

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、大型車両と小型車両の走行経路を明確化した。

別紙 14 第 2 章 2.7.1 工事工程

【調査計画書の内容】

表 2-4 工事工程

項目 \ 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1.調整池工事	■■■■■	■■■■■	
2.道路工事	■■■■■	■■■■■	
3.水路工事	■■■■■		
4.雨水・汚水排水工事	■■■■■	■■■■■	
5.水道工事	■■■■■	■■■■■	
6.公園工事		■■■■■	
7.その他工事	■■■■■		
8.進出企業盛土工事	■■■■■	■■■■■	
9.進出企業建築工事		■■■■■	■■■■■

【準備書】

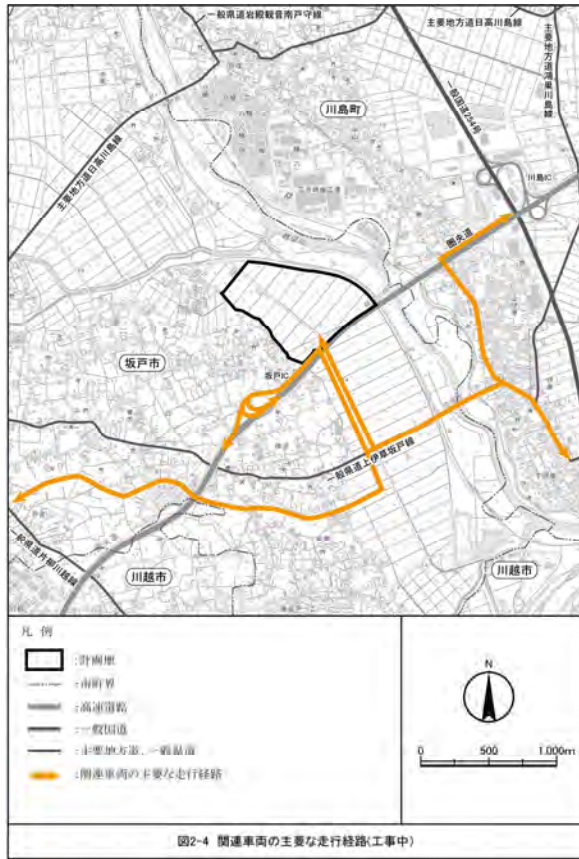
表 2-9 工事工程

項目 \ 年度	R6	R7	R8	R9	R10
1.準備工事	■■■■■				
2.仮設・防災・土工事		■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
3.調整池・排水工事		■■■■■	■■■■■	■■■■■	
4.道路工事		■■■■■	■■■■■	■■■■■	
5.公園・その他の工事				■■■■■	■■■■■
6.進出企業建築工事			■■■■■	■■■■■	■■■■■

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、工事工程を変更した。

別紙 15 第 2 章 2.7.3 資材運搬等の車両計画



【調査計画書】



【準備書】

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、大型車両と小型車両の走行経路を明確化し、大型車両の走行経路を見直した。

別紙 16 第 8 章 8.1.2 調査・予測・評価の項目

【調査計画書】

表 3-2 環境影響要因及び調査・予測・評価の項目との関連表

事業の種類 影響要因の区分		工業団地・流通業務施設												
		工 事					存在・供用							
環境影響要因		建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	造成地の存在	施設の存在	施設の稼働		自動車交通の発生					
							工業団地	流通業務施設	工業団地	流通業務施設				
調査・予測・評価の項目														
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	●	●				●	●	●	●			
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物						●						
		浮遊粒子状物質	◎	◎				●		●	●			
		炭化水素									●	●		
		粉じん	●	●	●									
		大気質に係る有害物質等						●						
	騒音・低周波音	騒音	●	●				●		●	●			
		低周波音						●						
	振動	振動	●	●						●	●			
		悪臭						●						
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量						×	×				
			浮遊物質			●								
			窒素及びリン							×				
			水温											
			水素イオン濃度			◎								
			溶存酸素量											
		底質	その他の生活環境項目											
			健康項目等							×				
			強熱減量											
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量											
		底質に係る有害物質等							×					
	水象	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目							×				
		河川等の流量、流速及び水位					●							
		地下水の水位及び水脈					●							
	土 壤	温泉、鉱泉												
堤防、水門、ダム等の施設														
地 盤	土壌に係る有害項目							×						
	地盤沈下					●								
地 象	土地の安定性			×	×									
	地形及び地質(重要な地形及び地質)					×								
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動 物	表土の状況及び生産性						×						
		保全すべき種	●	●	●									
植 物	保全すべき種			●	●									
	植生及び保全すべき群落			●	●									
生態系	緑の量					×								
	地域を特徴づける生態系	●	●											
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景 観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)				●	●							
		眺望景観					●							
史跡・文化財	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	●	●	●		○	○	◎	◎				
	指定文化財等						×							
	埋蔵文化財等						×							
	日照障害	日照の状況					×							
	電波障害	電波受信状況					×							
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	局所的な風の発生状況												
		廃棄物			●			●	●					
温室効果ガス等	残土			×										
	雨水及び処理水	●	●	●			●	●	●	●	●			
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	温室効果ガス						×						
		オゾン層破壊物質												
	放射線の量	放射線の量	×	×	×									

注) ●:標準的に選定する項目  
 ◎:標準外項目であるが事業特性、地域特性等を考慮して選定する項目  
 ○:事業特性、地域特性等を考慮して選定する項目  
 ×:標準的に選定する項目及び事業特性、地域特性等を考慮して選定する項目のうち、今回選定しない項目

【準備書】

表 8.1.2-1 環境影響要因及び調査・予測・評価の項目との関連表

事業の種類 影響要因の区分	環境影響要因		工業団地・流通業務施設								
			工事				存在・供用				
調査・予測・評価の項目			建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	造成地の存在	施設の存在	施設の稼働		自動車交通の発生	
			工業団地	流通業務施設	工業団地	流通業務施設	工業団地	流通業務施設			
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	●	●				●	●	●	
		二酸化硫黄又は硫酸酸化物						●	●	●	
		浮遊粒子状物質	◎	◎				●	●	●	
		微小粒子状物質	◎	◎				●	●	●	
		炭化水素						●	●	●	
		粉じん	●	●	●					●	
	騒音・低周波音	騒音	●	●					●	●	
		低周波音							●	●	
		振動	●	●					●	●	
		臭							●	●	
		臭気指数又は臭気の濃度							●	●	
		特定悪臭物質							●	●	
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量			●			×	×	
			浮遊物質			●					
			窒素及びリン							×	
			水温								
			水素イオン濃度			◎					
			溶解酸素量								
	底質	その他の生活環境項目							×		
		健康項目等									
水象	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目						×	×		
		河川等の流量、流速及び水位					●				
		地下水の水位及び水脈					●				
		温泉、鉱泉									
土壌	堤防、水門、ダム等の施設										
	土壌に係る有害項目							×			
地盤	地盤沈下				●						
	土地の安定性			×	×						
地象	地形及び地質(重要な地形及び地質)				×						
	表土の状況及び生産性					×					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種		●							
		保全すべき種			●	●					
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	植物	種生及び保全すべき群落			●	●					
		緑の量				×					
生態系	地域を特徴づける生態系		●		●						
	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)				●	●					
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	眺望景観					●				
		自然とのふれあいの場		●		●	○	○	◎		
史跡・文化財	指定文化財等						×				
	埋蔵文化財等						×				
日照阻害	日照阻害						●				
	電波障害						×				
風害	風害										
	局所的な風の発生状況										
光害	人工光又は工作物による反射光										
	廃棄物			●			●	●			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	残土		×							
		雨水及び処理水					●	●	●		
温室効果ガス等	温室効果ガス	●	●	●			●	●	●		
	オゾン層破壊物質						×				
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量	×	×	×						

注) ●:標準的に選定する項目  
 ◎:標準外項目であるが事業特性、地域特性等を考慮して選定する項目  
 ○:事業特性、地域特性等を考慮して選定する項目  
 ×:標準的に選定する項目及び事業特性、地域特性等を考慮して選定する項目のうち、今回選定しない項目

【変更箇所】

事業計画と「埼玉県環境影響評価技術指針」の改正に従って、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う微小粒子状物質を調査・予測・評価の項目として追加した。また、事業計画の進捗に伴う検討の結果、存在・供用時において、各立地企業の施設の稼働に伴う炭化水素の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として追加した。なお、水銀等及びその他の大気質に係る有害物質等については、事業計画の進捗に伴い誘致企業を検討した結果、事業の特性上周辺環境へ及ぼす影響はないものと考えられるため、選定しない項目とした。なお、現況を把握するためその他の大気質に係る有害物質等については、調査の項目として選定した。



別紙 17 第 10 章 10.1 大気質 10.1.1 調査

【調査計画書】

② 調査方法

イ. 現地調査

(ア)大気質の状況

表 4-3 沿道環境大気質の現地調査方法

調査項目	調査(測定)方法
二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に定める方法
浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に定める方法
炭化水素	「環境大気中の鉛・炭化水素の測定法について」(昭和 52 年 3 月 29 日環境庁大気保全局長通達)に定める方法

【準備書】※アンダーラインは変更箇所を示す

(2)調査方法

② 現地調査

ア. 大気質の状況

表 10.1.1-2 沿道環境大気質の現地調査方法

調査項目	調査(測定)方法	
二酸化窒素	公定法	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に定める方法
	簡易測定法	フィルターバッチ法
浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に定める方法	
炭化水素(非メタン炭化水素)	「環境大気中の鉛・炭化水素の測定法について」(昭和 52 年 3 月 29 日環境庁大気保全局長通達)に定める方法	

【変更箇所】

調査計画書に対する知事意見を踏まえて、圏央道坂戸インターチェンジ周辺における影響を把握するため、秋季調査から地点No.4 を追加の上、簡易測定法を実施した。また、公定法と簡易測定法の相関関係を求めるため、No.A においても簡易測定法を実施した(追加したNo.4 の位置は別紙 19 参照)。

## 別紙 18 第 10 章 10.1 大気質 10.1.1 調査

### 【調査計画書】

#### ③ 調査地域・地点

##### ア. 既存資料調査

##### (ア) 大気質の状況

調査地域・地点は、計画地最寄りの一般環境大気測定局である坂戸測定局及び沿道環境大気測定局である川島自排測定局とする。

##### (イ) 気象の状況

風向、風速の調査地域・地点は、計画地最寄りの一般環境大気測定局である坂戸測定局とする。大気安定度(日射量、放射収支量)は、日射量、放射収支量の測定を行っている計画地最寄りの一般環境大気測定局である環境科学国際 C 測定局とする。気温、湿度は、計画地最寄りの気象観測所である鳩山観測所とする。

【準備書】※アンダーラインは変更箇所を示す

### (3) 調査地域・地点

#### ① 既存資料調査

##### ア. 大気質の状況

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

調査地点は、表 10.1.1-4 及び図 10.1.1-1 に示すとおり、計画地周辺の一般局及び自排局を対象とした。

表 10.1.1-4 大気質の調査地点(既存資料調査)

調査項目		調査地点名(設置主体)	
		測定局名	計画地からの距離
一般環境 大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 微小粒子状物質 二酸化硫黄	坂戸測定局(埼玉県)	約 4.2km
	二酸化硫黄*	<u>川越市川越測定局(川越市)</u>	約 6.4km
	炭化水素(非メタン炭化水素)	<u>鴻巣測定局(埼玉県)</u>	約 11.4km
沿道環境 大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 微小粒子状物質 炭化水素(非メタン炭化水素)	川島自排測定局 (埼玉県)	約 1.3km

##### イ. 気象の状況

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

調査地点は、表 10.1.1-5 及び図 10.1.1-1 に示すとおり、風向、風速データは計画地最寄りの一般環境大気測定局である坂戸測定局を、大気安定度(日射量、放射収支量)は日射量、放射収支量の測定を行っている計画地最寄りの一般環境大気測定局である環境科学国際 C 測定局を、気温、湿度は気温、湿度の測定を行っている計画地最寄りの一般環境大気測定局である東松山測定局とした。

表 10.1.1-5 気象の調査地点(既存資料調査)

調査項目	調査地点名(測定主体)	
	測定局名	計画地からの距離
風向・風速	坂戸測定局(埼玉県)	約 4.2km
日射量、放射収支量	環境科学国際 C 測定局(埼玉県)	約 15.9km
気温、湿度	<u>東松山測定局(埼玉県)</u>	約 6.8km

#### 【変更箇所】

計画地周辺地域の常時監視測定局において、測定場所、測定項目に変更があったことから、本書提出時における計画地最寄りの常時監視測定局を選定した。

別紙 19 第 10 章 10.1 大気質 10.1.1 調査



【調査計画書】



【準備書】

【変更箇所】

調査計画書に対する知事意見を踏まえ、圏央道坂戸インターチェンジ周辺における影響を把握するため、地点No.4 を追加した。

## 別紙 20 第 10 章 10.1 大気質 10.1.1 調査

### 【調査計画書】

#### ④ 調査期間・頻度

##### ア. 既存資料調査

大気質の状況については最新年から過去 5 年間とし、気象については最新の 1 年間とする。なお、当該1年間の風向、風速データが、平年と比べて異常でないことを確認するために、過去 10 年間分のデータを用いて異常年検定を行う。

その他の項目については、入手可能な最新年とする。

【準備書】※アンダーラインは変更箇所を示す

#### (4) 調査期間・頻度

##### ① 既存資料調査

大気質の状況及び気象については最新年度から過去 7 年度とした。なお、最新年の 1 年間の風向、風速データが、平年と比べて異常でないことを確認するために、過去 10 年間分のデータを用いて異常年検定を行った。その他の項目については、入手可能な最新年度とした。

### 【変更箇所】

現地調査実施時からの変動を把握するため、調査期間を変更した。

## 別紙 21 第 10 章 10.2 騒音・低周波音 10.2.1 調査

### 【調査計画書】

#### ② 調査方法

##### イ. 現地調査

##### (ア) 騒音の状況

環境騒音レベル( $L_{A5}$ 、 $L_{A50}$ 、 $L_{A95}$ 、 $L_{Aeq}$ )及び道路交通騒音レベル( $L_{A5}$ 、 $L_{A50}$ 、 $L_{A95}$ 、 $L_{Aeq}$ )について、「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月、環境庁告示第 64 号)に定める「環境騒音の表示・測定方法(JIS Z 8731(1999))」に準じて、計量法第 71 条の条件に合格した普通騒音計及びメモリーカードを用いて測定する。

【準備書】※アンダーラインは変更箇所を示す

#### (2) 調査方法

##### ② 現地調査

##### ア. 騒音の状況

「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 環境庁告示第 64 号)に定める測定方法に基づき、計量法第 71 条の条件に合格した普通騒音計及びメモリーカードを用いて、「環境騒音の表示・測定方法(JIS Z 8731(2019))」に準じて調査を行った。

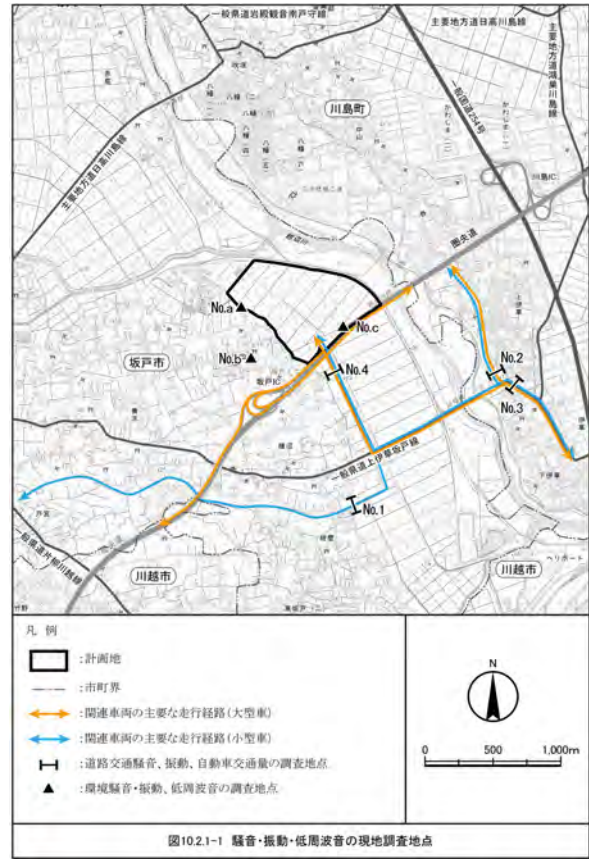
【変更箇所】

JIS 規格の更新に伴い、調査方法を更新した。

別紙 22 第 10 章 10.2 騒音・低周波音 10.2.1 調査、10.3 振 動 10.3.1 調査



【調査計画書】



【準備書】

【変更箇所】

調査計画書に対する知事意見を踏まえ、圏央道坂戸インターチェンジ周辺における影響を把握するため、地点No.c 及び地点No.4 を追加した。

## 別紙 23 第 10 章 10.2 騒音・低周波音 10.2.1 調査

### 【調査計画書】

#### ④ 調査期間・頻度

##### イ. 現地調査

##### (イ) 低周波音の状況

調査期間・頻度は、年 2 回(平日、休日)、各 1 日 4 回測定とする(環境騒音と同日)。

### 【準備書】※アンダーラインは変更箇所を示す

#### (4) 調査期間・頻度

##### ② 低周波音の状況

調査期間・頻度は、以下に示すとおり、年 2 回(平日、休日)、各 1 日 24 時間測定とした(環境騒音調査と同日)。

平日:令和 5 年 11 月 1 日(水)6:00～2 日(木)6:00

休日:令和 5 年 11 月 4 日(土)6:00～5 日(日)6:00

### 【変更箇所】

騒音の状況に合わせ、24 時間測定に変更した。



## 別紙 24 第 10 章 10.2 騒音・低周波音 10.2.2 予測

### 【調査計画書】

#### ② 予測方法

##### イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響

工事計画から車両台数を設定し、(社)日本音響学会の交通騒音の予測モデル「ASJRTN-Model 2013」を用いて予測を行う。

### 【準備書】※アンダーラインは変更箇所を示す

#### (2) 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響

#### ② 予測方法

##### イ. 予測式

予測は、以下に示す「道路交通騒音の予測モデル“ASJ RTN-Model 2018”（日本音響学会誌 76 巻 4 号(2019)）（一般社団法人日本音響学会）を用いて行った。

### 【変更箇所】

文献の更新を踏まえ、予測方法を更新した。

## 別紙 25 第 10 章 10.6 水 象 10.6.1 調査

### 【調査計画書】

#### ① 調査内容

該当なし

【準備書】※アンダーラインは変更箇所を示す

#### (1) 調査内容

#### ② 地下水の水位及び水脈

調査項目は、地下水の水位とし、「10.7 地盤」の項に整理した。

#### 【変更箇所】

調査内容について、地下水の水位及び水脈を追加した。

## 別紙 26 第 10 章 10.7 地 盤 10.7.1 調査

### 【調査計画書】

#### ① 調査内容

##### ウ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、揚水量等の地下水利用、土地利用の状況とする。

### 【準備書】※アンダーラインは変更箇所を示す

#### (1) 調査内容

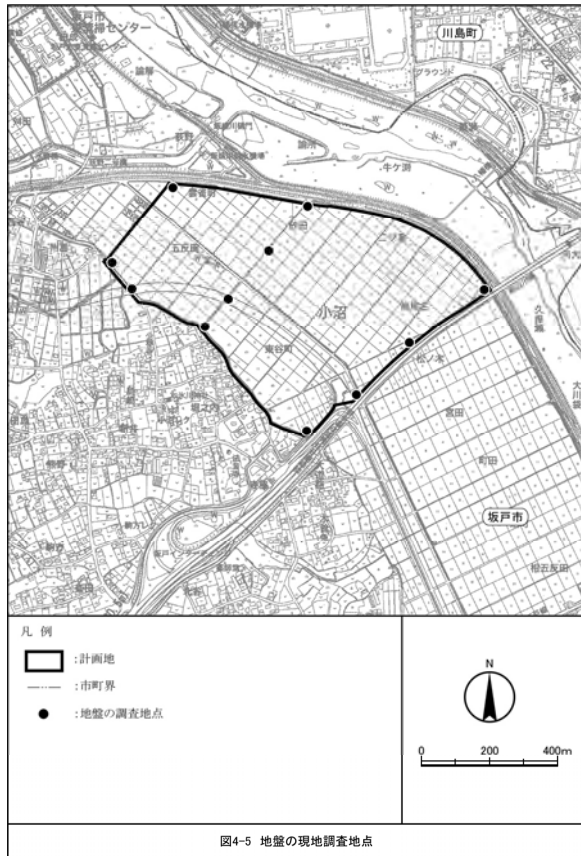
##### ③ その他の予測・評価に必要な事項

揚水量等の地下水利用状況、土地利用状況及び地下水の水位とした。

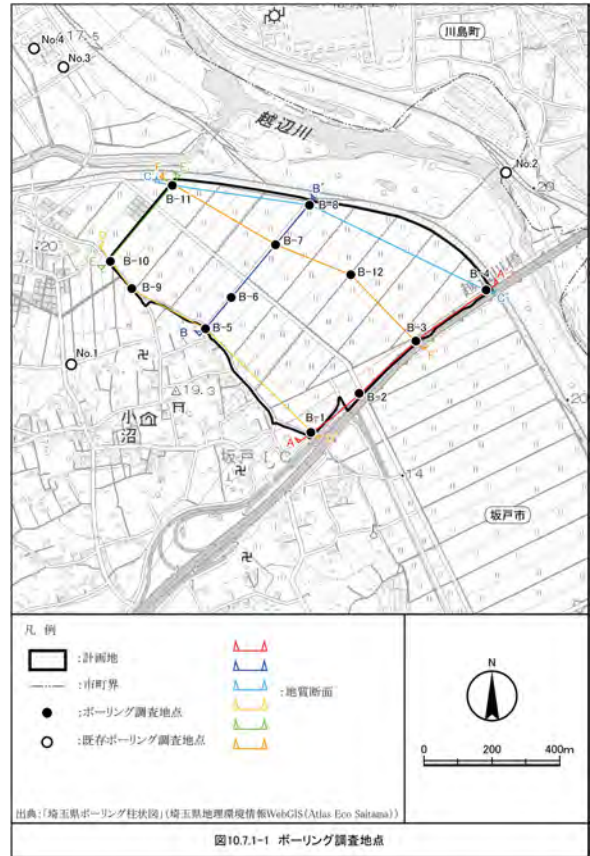
### 【変更箇所】

地下水の水位について調査を行うこととした。

別紙 27 第 10 章 10.7 地 盤 10.7.1 調査



【調査計画書】



【準備書】

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、地盤沈下による影響の把握の観点から、地点No.12 を追加した。

## 別紙 28 第 10 章 10.8 動物 10.8.1 調査

### 【調査計画書】

#### ② 調査方法

##### イ. 現地調査

該当なし

### 【準備書】※アンダーラインは変更箇所を示す

#### (2) 調査方法

##### ② 現地調査

##### (ア) 哺乳類

##### d. 中型哺乳類調査

アナグマ等の繁殖期間中の 6～8 月に巣穴周辺 3 地点、計画地内 3 地点に赤外線自動撮影カメラの設置し、利用状況を把握した。

また、調査範囲内を踏査し、個体の確認、足跡、糞等のフィールドサインの確認を行った。

##### (イ) 鳥類

##### d. ハクチョウ類調査

ハクチョウの埒(ねぐら)、採餌場及びその周辺を見渡せる地点に適宜移動して定点を設定し、定点からハクチョウ類の種名、個体数/行動(採食、休息、その他)、滞在時間等について記録した。

調査には目視もしくは双眼鏡(8 倍程度)・鳥類観察用望遠鏡(フィールドスコープ 20～60 倍)を使用した。調査時間は夜明けから日没までの終日観察とした。

### 【変更箇所】

計画地周辺地域の動物相の状況を把握するため、哺乳類及びハクチョウ類調査を追加した。

## 別紙 29 第 10 章 10.8 動物 10.8.1 調査

### 【調査計画書】

#### ④ 調査期間・頻度

##### イ. 現地調査

現地調査の調査期間・頻度は、表 4-6 に示すとおりである。

表 4-6 動物の現地調査の調査期間・頻度

調査項目		調査期間・頻度
哺乳類		春季、夏季、秋季、冬季
鳥 類	全般	春季、初夏(繁殖期)、夏季、秋季、冬季
	猛禽類	2 営巣期を含む通年
両生・爬虫類		春季、初夏、夏季、秋季
昆虫類		春季、初夏、夏季、秋季
魚類、底生動物		春季、夏季、秋季、冬季

【準備書】

(4) 調査時期・頻度

表 10.8.1-1(1) 動物調査時期

調査項目	調査方法		時期	現地調査期日	天候
哺乳類	フィールドサイン 夜間観察 ライブトラップ		春	平成 28 年 4 月 15 日	晴れ
			夏	平成 28 年 7 月 24～26 日	晴れ/曇り
			秋	平成 28 年 10 月 5 日	曇り
			冬	平成 29 年 1 月 24 日	晴れ
鳥類	全般	ラインセンサス 定点観察 任意観察	春	平成 28 年 4 月 15 日	晴れ
			初夏	平成 28 年 5 月 25 日	曇り
			夏	平成 28 年 7 月 24 日	曇り
			秋	平成 28 年 10 月 5 日	曇り
			冬	平成 29 年 1 月 24 日	晴れ
	猛禽類	行動圏定点観察 営巣地確認踏査	繁殖期Ⅰ	平成 27 年 4 月～8 月	—
			非繁殖期	平成 27 年 9 月～12 月	—
			繁殖期Ⅱ	平成 28 年 1 月～8 月	—
			繁殖確認	平成 29 年 3 月～8 月 平成 30 年 3 月～8 月 平成 31 年 4 月～令和元年 8 月 令和 3 年 4 月～8 月 令和 4 年 4 月～8 月 令和 5 年 4 月～8 月	—
	ハクチョウ	行動トレース	越冬期	平成 28 年 12 月 22 日	曇り
平成 29 年 1 月 23 日				晴れ	
平成 29 年 2 月 22 日				晴れ	
両生・ 爬虫類	任意観察 夜間観察		春	平成 28 年 4 月 15 日	晴れ
			初夏	平成 28 年 5 月 25 日	曇り
			夏	平成 28 年 7 月 24 日	曇り
			秋	平成 28 年 10 月 5 日	曇り
昆虫類	ビーティング スィーピング ベイトトラップ ライトトラップ ホタル類(7 月)		春	平成 28 年 4 月 15 日	晴れ
			初夏	平成 28 年 5 月 25 日	曇り
			夏	平成 28 年 7 月 25～27 日	曇り/晴れ
			秋	平成 28 年 9 月 26～28 日	晴れ/曇り
魚類 底生動物	タモ網・サデ網 サーバーネット		春	令和 4 年 5 月 15 日	雨
			夏	令和 4 年 7 月 26 日	曇り
			秋	令和 4 年 9 月 26 日・30 日	晴れ/晴れ
			冬	令和 5 年 1 月 23 日	曇り

【変更箇所】

計画地周辺における猛禽類の生息状況に応じ、複数年に渡って調査を実施した。

## 別紙 30 第 10 章 10.9 植 物 10.9.1 調査

### 【調査計画書】

#### ④ 調査期間・頻度

##### イ. 現地調査

植物相調査の調査期間・頻度は、早春、春季、夏季、秋季の4回、植生調査は夏季、秋季の2回とする

【準備書】※アンダーラインは変更箇所を示す

#### (4) 調査時期・頻度

植物相調査の調査期間・頻度は、早春、春季、夏季、秋季の4回、植生調査は春季、夏季、秋季の3回とする

### 【変更箇所】

調査計画書に対する知事意見を踏まえて、春季の現地調査を追加した。



## 別紙 31 第 10 章 10.13 日照阻害 10.13.2 予測

### 【調査計画書】

#### ② 予測方法

事業計画、類似事例または既存知見に基づく推定により予測を行う。

### 【準備書】

#### (1) 予測内容

#### ② 予測方法

計画建物による日影の状況をコンピュータシミュレーションにより、1 時間ごとの日影の範囲を計算し、予測地域における時刻別日影図、等時間別日影図を作成することにより予測した。

### 【変更箇所】

日影の影響をより明らかにするため、予測方法を変更した。

## 別紙 32 第 10 章 10.13 日照阻害 10.13.2 予測

### 【調査計画書】

#### ③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とする。

### 【準備書】※アンダーラインは変更箇所を示す

#### (1) 予測内容

#### ③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、計画地周辺とした。

### 【変更箇所】

予測地域・地点は、現況調査で確認された計画地周辺の住宅及び農地を予測対象とした。

指令環政第632号

坂戸市

令和6年3月1日付けで申請のあった坂戸都市計画事業（仮称）坂戸インターチェンジ北側土地区画整理事業に係る調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請については、埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成7年規則第98号）第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例（平成6年条例第61号）第21条第1項のただし書きの規定により、調査計画書記載事項変更に係る手続等の全部を行わないことを承認します。

令和6年3月6日

埼玉県知事 大野 元 裕

